

装装保第14862号
令和7年7月31日

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官 殿
長官官房艦船設計官
各 部 長
施設等機関の長
各地方防衛局長

防衛装備庁装備政策部長
(公印省略)

防衛事業適合事業者制度等に係る地方防衛局による検査等の実施要領について（通知）

標記について、別紙第1及び別紙第2を定めたので通知する。

添付書類：別紙第1 認証事業者及び秘密を取り扱う防衛事業適合事業者に対する保全検査等実施要領
別紙第2 保護すべき情報を取り扱う防衛事業適合事業者に対する情報セキュリティ監査実施要領
写送付先：陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部長、陸上幕僚監部装備計画部長、海上幕僚監部指揮通信情報部長、海上幕僚監部装備計画部長、航空幕僚監部運用支援・情報部長、航空幕僚監部装備計画部長

認証事業者及び秘密を取り扱う防衛事業適合事業者に対する保
全検査等実施要領

1 総則

(1) 通則

この要領は、防衛事業適合事業者制度等に関する訓令（令和 7 年防衛
装備庁訓令第 19 号。以下「訓令」という。）第 6 条第 2 項（第 10 条
第 1 項又は第 11 条第 2 項若しくは第 3 項において準用する場合を含
む。以下同じ。）及び第 13 条第 2 項（第 16 条第 1 項又は第 17 条第
2 項若しくは第 3 項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定
する現地調査並びに第 8 条第 2 項及び第 14 条第 2 項に規定する保全検
査を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(2) 定義

この実施要領において用いる用語の意義は、訓令及び防衛事業適合事
業者制度等に関する訓令の実施要領について（装装保第 14846 号。
令和 7 年 7 月 31 日）別紙第 1（以下「訓令実施要領」という。）に定
めるところによる。

(3) 現地調査の目的

ア 認証申請をした事業者に対する現地調査は、当該事業者の事業所等
の秘密保全体制が訓令実施要領第 3 に定める秘密保全基準を満たして
いることについてあらかじめ確認し、認証事業者として、防衛事業適
合事業者契約の申込みをする場合の手続の効率化に資することを目的
とする。

イ 防衛事業適合事業者契約の申込みをした事業者に対する現地調査
は、当該事業者の事業所等の秘密保全体制が秘密保全基準を満たして
いることを確認することにより、適切な防衛事業適合事業者契約の締
結に資することを目的とする。

(4) 保全検査の目的

ア 認証事業者に対する保全検査は、当該事業者の事業所等の秘密保全
体制が秘密保全基準を満たしている状態を維持していることについて
確認することを目的とする。

イ 防衛事業適合事業者に対する保全検査は、装備品等秘密の保全の状
況、特別防衛秘密の保護の状況、特定秘密の取扱いの状況（以下「秘
密の取扱状況」という。）及び当該事業者の秘密保全体制を確認する
とともに、秘密の取扱状況に不備事項があれば、検査対象事業者に対
して是正措置を行うよう指導することにより、秘密の適切な管理に万

全を期することを目的とする。

(5) 現地調査の実施者

ア 認証申請をした事業者に対する現地調査は、装備保全管理課長又は訓令第6条第2項の規定に基づき調査を行う地方防衛局調達部長等が、保全検査官として指名した者が現地調査を実施するものとする。

イ 防衛事業適合事業者契約の申込みをした事業者に対する現地調査は、装備保全管理課長又は訓令第13条第2項の規定に基づき調査を行う地方防衛局調達部長等が、保全検査官として指名した者が現地調査を実施するものとする。

ウ 装備保全管理課長は、訓令第6条第2項又は訓令第13条第2項の規定により、地方防衛局調達部長等に現地調査の協力を依頼する場合は、付紙第1により依頼するものとし、依頼を受けた地方防衛局調達部長等は、付紙第2により回答するものとする。

(6) 保全検査の実施者

ア 認証事業者に対する保全検査は、装備保全管理課長又は訓令第8条第2項の規定に基づき検査を行う地方防衛局調達部長等が、保全検査官として指定した者が、年に1回以上、実地により実施するものとする。

イ 防衛事業適合事業者に対する保全検査は、装備保全管理課長又は訓令第14条第2項の規定に基づき検査を行う地方防衛局調達部長等が、保全検査官として指定した者が、四半期に1回以上、実地により実施するものとする。

ウ 装備保全管理課長は、訓令第8条第2項又は訓令第14条第2項の規定により、地方防衛局調達部長等に保全検査の協力を依頼する場合は、付紙第1により依頼するものとし、依頼を受けた地方防衛局調達部長等は、付紙第2により回答するものとする。

2 保全検査官

(1) 装備保全管理課長又は地方防衛局調達部長等（以下「保全検査者」という。）は、次のアからエまでに掲げる秘密区分に応じ、当該アからエまでに定めるところにより、所属する職員の中から保全検査官を指名し、保全検査を行わせることができるものとする。

ア 装備品等秘密 装備保全管理課長が保全検査官を指名する場合は、防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号）第6条の規定により関係職員に指定された者の中から指名するものとし、地方防衛局調達部長等が保全検査官を指名する場合は、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第6条の規定により関係職員に指定された者の中から指名するものとする。

イ 特別防衛秘密 装備保全管理課長が保全検査官を指名する場合は、防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成27年防

衛装備庁訓令第25号。以下「特別防秘庁訓令」という。)第6条の規定により関係職員に指定された者の中から指名するものとし、地方防衛局調達部長等が保全検査官を指名する場合は、特別防衛秘密の保護に関する訓令(平成19年防衛省訓令第38号。以下「特別防秘訓令」という。)第6条の規定により関係職員に指定された者の中から指名するものとする。

ウ 特定特別防衛秘密 装備保全管理課長が保全検査官を指名する場合は、特別防秘庁訓令第6条の規定により関係職員に指定され、かつ、当該事業者が取り扱う特定特別防衛秘密を取り扱うこととされた者の中から指名するものとし、地方防衛局調達部長等が保全検査官を指名する場合は、特別防秘訓令第6条の規定により関係職員に指定され、かつ、当該事業者が取り扱う特定特別防衛秘密を取り扱うこととされた者の中から指名するものとする。

エ 特定秘密 装備保全管理課長が保全検査官を指名する場合は、防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令(平成27年防衛装備庁訓令第27号)第8条第4項の規定により特定秘密取扱職員に指名され、かつ、当該事業者が取り扱う特定秘密を取り扱うことができるとされた者の中から指名するものとし、地方防衛局調達部長等が保全検査官を指名する場合は、特定秘密の保護に関する訓令(平成26年防衛省訓令第64号)第8条第4項の規定により特定秘密取扱職員に指名され、かつ、当該事業者が取り扱う特定秘密を取り扱うことができるとされた者の中から指名するものとする。

- (2) 保全検査者は、前号の規定により保全検査官の指名又はその解除を行ったときは、付紙第3に定める保全検査官指名簿に記録し、保全検査官の指名の状況を常に明確にするものとする。
- (3) 保全検査者は、第1号の規定により保全検査官を指名した場合は、その担当する認証事業者又は防衛事業適合事業者(以下「検査対象事業者」という。)を明確にするため、付紙第4に定める保全検査担当区分表を作成するものとする。
- (4) 保全検査者は、前号に規定する保全検査担当区分表に記載した内容に変更、追加等があったときは、遅滞なく当該区分表を更新するものとする。
- (5) 保全検査者又は保全検査官(以下「保全検査実施者」という。)は、保全検査を実施する場合は、当該事業者において秘密保全を担当する部署と保全検査の実施日時等について調整するものとする。
- (6) 保全検査者は、やむを得ない理由により保全検査を実施できない場合は、検査対象事業者の総括者にその回の保全検査を行わせることができる。

3 保全検査官の教育

- (1) 保全検査者は、毎年1回以上、保全検査官に対し、保全検査を実施するに当たり必要な教育を実施するものとする。

- (2) 地方防衛局調達部長等は、前号に規定する教育を実施するに当たっては、装備保全管理課長に必要な協力を求めることができるものとする。

4 保全検査時の措置

- (1) 保全検査実施者は、保全検査実施時に改善等を要する事項が認められたときは、当該検査対象事業者において秘密保全を担当する部署に対し、適切な措置を講ずるよう指示するものとする。また、当該指示に係る措置の状況について、次回の保全検査時に確認するものとする。
- (2) 保全検査実施者は、保全検査実施時に秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生したとき又は防衛事業適合事業者契約に定める特定資料等の保護措置に抵触するような事態が発生したと認められるときは、当該検査対象事業者の総括者に対し、直ちに当該事故の内容に応じた適切な措置を行うよう指示するとともに、保全検査者に対する通報を行わせるものとする。
- (3) 保全検査者は、前号に規定する通報を受けたときは、防衛事業適合事業者契約に基づき、直ちに当該事故について把握し得る限りの全ての内容を当該検査対象事業者の総括者から報告させるものとする。
- (4) 保全検査者は、前号に規定する報告を受けたときは、速やかに装備品等及び役務の調達において契約に付したガイドライン又は情報セキュリティ基準に基づき防衛関連企業から報告を受けた場合の措置要領について（装装保第4239号。令和5年3月14日）別紙第3項第1号の規定に基づく要領により連絡するものとする。

5 保全検査報告

- (1) 保全検査実施者は、検査対象事業者の保全検査の結果について、訓令実施要領第12第1項第1号イ又はウに基づき提出された保全基準兼点検票の現地調査判定欄に記載し、保全検査者に報告するものとする。
- (2) 保全検査者は、前号に規定する報告を受けたときは、その内容を確認し、必要に応じて検査対象事業者の総括者に是正措置を講じさせるものとする。また、当該是正措置による改善状況について、次回の保全検査時に確認するものとする。
- (3) 各保全検査事項の評価の基準は、次表に掲げるとおりとする。

評価	基準
良好	定められた秘密の保全又は保護の対策（以下「保全対策」という。）が、良好かつ適切に実施されている。
要改善	(1) 軽微な指摘事項（記録の一部記入漏れ、誤記等）はあるが、即時に是正が確認でき、全般としては良好に保全対策が実施されている。 (2) 保全対策が秘密の取扱いの現状と符合しない部分があり、保全対策の一部見直しが必要である。
	(1) 保全対策を実施していない事項がある。 (2) 保全対策の実施の内容が不十分であり、秘密の事故につながるおそれがある。

不良	る。 (3) 保全対策が秘密の取扱いの現状と符合せず、保全対策の全面的な見直しが必要である。
----	---

6 保全検査結果の通知

- (1) 地方防衛局調達部長等は、前項に規定する保全検査報告を四半期毎に取りまとめて、付紙第5により装備保全管理課長に通知するものとする。
- (2) 保全検査者は、前号に規定する通知のほか、前項の規定による保全検査報告に不良事項があるときは、速やかに装備保全管理課長に通知するものとする。
- (3) 前号に規定する通知を受けた装備保全管理課長は、検査対象事業者に対し、秘密の保全又は保護に必要な指導等を行うものとする。

7 事故発生時の保全検査等

- (1) 保全検査者は、防衛事業適合事業者から秘密の事故の報告を受けた場合は、速やかに当該適合事業者の臨時保全検査を行うものとする。
- (2) 保全検査者は、前号の臨時保全検査を第2項各号に規定する保全検査官に行わせることができるものとする。
- (3) 前2号の規定に基づき臨時保全検査を実施した者は、第5項第1号の規定に準じて臨時保全検査報告書（保全基準兼点検票の現地調査判定欄に記載したものをいう。）を作成し、保全検査者に報告するものとする。
- (4) 地方防衛局調達部長等は、前号に規定する報告を受けたときは、速やかに当該臨時保全検査報告書について装備保全管理課長に通知するものとする。
- (5) 装備保全管理課長は、前号に規定する通知を受けた場合は、当該事故に係る臨時保全検査、事故調査その他の事項について必要な指示を行うものとする。

付紙第1

発 簡 番 号
発 簡 年 月 日

(地方防衛局調達部長等) 殿

装備保全管理課長

事業者の秘密保全体制に係る検査等について (依頼)

標記について、防衛事業適合事業者制度等に関する訓令（令和7年防衛装備庁訓令第19号）【第6条第2項／第8条第2項／第10条第1項／第11条第2項／第11条第3項／第13条第2項／第14条第2項／第16条第1項／第17条第2項／第17条第3項】の規定に基づき、下記の事項について確認されたく依頼する。

記

- 1 検査等の確認事項
- 2 その他の留意事項

付紙第2

発 簡 番 号
発 簡 年 月 日

(装備保全管理課長) 殿

地方防衛局調達部長等

検査等に係る協力依頼について (回答)

標記について、下記のとおり回答する。

記

- 1 検査等の可否：可・否
((否の場合) 否とする理由：)

- 2 保全検査官 (予定を含む。)

- 3 検査等の実地予定日時

- 4 その他特記事項

関連文書：事業者の秘密保全体制に係る検査等について(発簡番号・発簡年月日)

保全検査官指名簿

整理 番号	所属課等名	官職・氏名	取り扱い得る 秘密の種類	担当する 委託先の名称	指定年月日	解除年月日	備 考

注：「取り扱い得る秘密の種類」の欄には、当該保全検査官が取り扱うことのできる秘密の種類（特定特別防衛秘密を含む。）を全て記載する。

付紙第5

発 簡 番 号
発 簡 年 月 日

(装備保全管理課長) 殿

地方防衛局調達部長等

事業者の秘密保全体制に係る検査等の結果について（通知）

標記について、下記のとおり結果を通知する。

記

1 検査等の結果：

2 保全検査官：

3 その他特記事項

関連文書：事業者の秘密保全体制に係る検査等について（発簡番号・発簡年月日）

保護すべき情報を取り扱う防衛事業適合事業者に対する情報セキュリティ監査実施要領

1 総則

(1) 通則

防衛事業適合事業者制度等に関する訓令（令和7年防衛装備庁訓令第19号。以下「訓令」という。）第13条第1項に規定する審査及び第14条第1項に規定する継続的な確認のうち、保護すべき情報を取り扱う防衛事業適合事業者（防衛事業適合事業者契約の申込みをした事業者を含む。以下同じ。）を対象とする情報セキュリティ監査（以下「適合事業者情セキ監査」という。）の実施に関する事項並びに第13条第2項（第16条第1項又は第17条第2項若しくは第3項において準用する場合を含む。本項及び第4項第1号において同じ。）及び第14条第2項に規定する適合事業者情セキ監査に関する業務の協力に関する事項は、この実施要領の定めるところによる。

(2) 適用範囲

この要領は、訓令第13条第3項に規定する防衛事業適合事業者契約（以下「適合事業者契約」という。）並びに防衛事業適合事業者の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項が付されている装備品等及び役務の契約（以下「情セキ特約付契約」という。）に基づく防衛事業適合事業者の情報セキュリティ対策に適用する。

(3) 定義

この要領において、用語の意義は、訓令及び防衛事業適合事業者制度等に関する訓令の実施要領について（装装保第14846号。令和7年7月31日）別紙第1（以下「訓令実施要領」という。）並びに装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日。以下「確保通達」という。）に定めるところによる。

(4) 適合事業者情セキ監査の目的と実施者

ア 適合事業者情セキ監査は、情報セキュリティ監査を行おうとする防衛事業適合事業者（以下「監査対象事業者」という。）の事務所等（以下「監査対象事務所等」という。）における、適合事業者契約及び情セキ特約付契約に基づく情報セキュリティ対策の実施状況を確認するとともに、その情報セキュリティ対策に不備事項があれば、監査対象事業者に対して是正措置を行うよう指導することにより、保護すべき情報の適切な管理に万全を期することを目的とする。

イ 装備保全管理課長は、訓令第13条第2項又は第14条第2項の規定に基づく協力の依頼について、付紙第1により行うものとする。

ウ イの依頼を受けた地方防衛局の調達部長等（以下「地方防衛局調達部長等」という。）は、監査官を指定し、適合事業者情セキ監査を行うものとする。

(5) 適合事業者情セキ監査の手順

適合事業者情セキ監査の基本的な手順は、次に掲げるとおりとする。

ア 事前準備

イ 訓令実施要領第12第1項第2号に規定する確認（以下「維持調査」という。）

ウ 訓令実施要領第12第3項に規定する情報セキュリティ実地監査（以下「実地監査」という。）

2 事前準備

- (1) 監査官は、適合事業者情セキ監査を実施するに当たり、監査対象事業者に係る組織情報等の公開情報を収集するとともに、適合事業者契約の契約書、同契約書に付属する情報セキュリティ基本方針等及びシステムセキュリティ実装計画書並びに監査対象事業者と防衛装備庁との間で締結している情セキ特約付契約について、防衛装備品等調達システム（DEPS）を利用する等により、当該契約の契約書及び仕様書等（以下「監査関係書類」という。）を入手し、これらの内容を確認する。
- (2) 監査官は、適合事業者情セキ監査の実施について監査対象事業者に連絡し、保護すべき情報の取扱い状況（予定を含む。）等、適合事業者情セキ監査に必要な情報を聴取するとともに、維持調査及び実地監査の実施時期等について、監査対象事業者側の担当者と調整する。

3 維持調査

- (1) 監査官の所属する部署等の長（以下「監査官の所属長」という。）は、監査対象事業者ごとに、訓令実施要領第12第1項第2号に規定する期間に応じて、監査官に維持調査を実施させる。
- (2) 監査官の所属長は、効率的な維持調査を実施するため、監査対象事業者の装備品等及び役務の製造等の状況等を考慮のうえ、次に掲げる事項を記載した調査実施計画を作成する。
 - ア 監査対象事業者名
 - イ 監査対象事務所等の名称
 - ウ 実施期間
 - エ 監査官氏名
- (3) 監査官は、前号に規定する調査実施計画に基づき、監査対象事業者に対

する維持調査を実施する。

- (4) 維持調査の実施に当たり、監査官は、監査対象事業者に対し、付紙第2の情報セキュリティ対策実施点検書により点検し、その結果を申告するよう求める。
- (5) 監査官の所属長は、監査対象事業者の点検結果を四半期ごとに取りまとめた報告書を付紙第3により作成し、当該四半期の翌月20日までに地方防衛局調達部長等を経て装備保全管理課長に送付する。
- (6) 監査官は、監査対象事業者の点検結果について、監査関係書類の内容に照らして齟齬がないか等の確認を行う。
- (7) 監査官の所属長は、前号の確認の結果、適合事業者契約の履行状況及び前回の実地監査の実施時期等を考慮し、監査対象事業者に対する実地監査の必要性について検討する。
- (8) 監査官の所属長は、前号の検討に当たり、装備保全管理課長に対し助言を求めることができる。

4 実地監査

- (1) 監査官の所属長は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、所属の監査官に実地監査を行わせるものとする。
 - ア 第3項第7号に規定する検討の結果、実地監査の必要性を認めた場合
 - イ 第1項第4号イに規定する依頼が、訓令第13条第2項の規定に基づくものであった場合
 - ウ その他装備政策部長から地方防衛局長に依頼があった場合
- (2) 実地監査の手法等については、付紙第4による。

5 監査業務に係る協力

監査業務に係る協力は、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ監査実施要領について(装装保第4210号。令和5年3月14日)別添「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ監査実施要領」(以下「監査実施要領」という。)4.1項を準用する。

6 適合事業者情セキ監査等の教育及び指導

適合事業者情セキ監査等の教育及び指導は、監査実施要領5.項を準用する。

付紙第1

発簡番号
発簡年月日

(地方防衛局調達部長等)

殿

装備保全管理課長

適合事業者情セキ監査の実施について（依頼）

標記について、防衛事業適合事業者制度等に関する訓令（令和7年防衛装備庁訓令第19号）【第13条第2項／第14条第2項／第16条第1項／第17条第2項／第17条第3項】の規定に基づき、保護すべき情報を取り扱う下記の事業者に対し、適合事業者情セキ監査を実施されたく依頼する。

記

- 1 適合事業者契約番号又は契約申込日付
- 2 監査対象事業者名
- 3 監査対象事務所等名（所在地）

添付書類：（適合事業者契約又は契約申込の関係書類を添付する。）

付紙第2

発簡番号
発簡年月日

(監査官の所属長)

殿

(監査対象事業者)

情報セキュリティ対策実施点検結果について (申告)

下記契約の「保護すべき情報の情報セキュリティに関する防衛事業適合事業者契約書」第4条第2項の規定に基づき、令和 年度 [上半期/下半期] における情報セキュリティ対策の実施状況を点検しましたので、添付のとおり申告します。

記

- 1 適合事業者契約番号
- 2 監査対象事務所等名 (所在地)

添付書類：情報セキュリティ対策実施点検書

情報セキュリティ対策実施点検書

1 監査対象事業者名等

- (1) 事業者名：
- (2) 点検対象の事務所等の名称（所在地）：
- (3) 適合事業者契約番号：

2 防衛省による情報セキュリティ実地監査の受検状況（近時のもの）

- (1) 監査結果通知の発簡番号及び年月日：
- (2) 監査官の所属長（職名）：
- (3) 監査受検年月日：
- (4) 監査結果：

3 点検事項

番号	点検項目	実施／未実施	近時の実施日	点検者	点検日	実施状況の確認方法又は未実施の理由
情報セキュリティ基本方針等						
1	情報セキュリティ基本方針について、本基準（装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準）に基づき、作成又は変更を行った。					
2	情報セキュリティ規則について、本基準に基づき、作成又は変更を行った。					
3	情報セキュリティ実施手順について、本基準に基づき、作成又は変更を行った。					
4	情報セキュリティ基本方針等（情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ規則、情報セキュリティ実施手順）の作成又は変更について、経営者等の承認を得た。					
6	情報セキュリティ基本方針等について、情報セキュリティの重大な変化又は事故等発生等に伴う見直し（変更含む。）を行った。					
5	定めた要領に従い、情報セキュリティ基本方針等の定期的な見直し（変更含む。）を行った。					
7	情報セキュリティ基本方針等を変更した場合、定めた要領に従い、防衛事業適合事業者契約の変更等を行った。					
8	情報セキュリティ基本方針等の変更について、定めた要領に従い、取扱者への周知を行った。					
9	定めた要領に従い、情報セキュリティ実施手順を社外の者にみだりに公開しないよう管理した。					
組織のセキュリティ						
10	情報セキュリティ基本方針等において、経営者等が自社の情報セキュリティの最高かつ最終的な権限及び責任を有することを確認した。					
11	経営者等が、定めた要領に従い、条件（守秘義務の合意、ふさわしい者等）に					

	適合する者を保護すべき情報の取扱者として指定した。					
12	経営者等が、定めた要領に従い、保護すべき情報に係る総括者及び管理者を指定した。					
13	保護すべき情報の取扱者名簿について、定めた要領に従い、管理者による作成及び更新、防衛省への届出、並びに取扱者でなくなる者への守秘義務の再確認を行った。					
14	経営者等が、定めた要領に従い、条件（書面による同意）に適合する者を保護システム利用者として指定した。					
15	経営者等が、定めた要領に従い、保護システム管理者及び保護システム担当者を指定した。					
16	保護システム管理者が、定めた要領に従い、保護システム利用者名簿を作成又は更新した。					
17	取扱者以外の者が、保護すべき情報を取り扱う事例がないことを確認した。					
18	取扱者以外の者が、職務上の下級者に対し、保護すべき情報の提供を要求しないよう周知した。					
19	全ての従業員に対し、情報セキュリティ事故等を発見又は検知した場合に報告義務があることを周知した。					
20	情報セキュリティ基本方針等に違反した取扱者に対し、対処方針及び懲戒手続に基づく措置を講じた。					
21	保護すべき情報を取り扱う下請負者との契約において、契約上の義務として、本基準に基づいた保護すべき情報の取扱いに係る規定を包含した。					
22	保護すべき情報を取り扱う下請負者について、定めた要領に従い、防衛省へ届出を行った。					
23	下請負者の情報セキュリティ確保状況について、定めた要領に従い、確認を実施した。					
24	取扱者が、防衛省の許可なく保護すべき情報を第三者に取り扱わせた事例がないことを確認した。					
25	第三者との契約において、自社の保有又は知り得た情報を伝達、交換、共有、提供する約定の対象から、保護すべき情報を除く措置をした。					
26	保護すべき情報を第三者へ開示する必要があったため、防衛省の許可を得た上で、定めた要領に従い、措置した。					
保護すべき情報の管理						
27	保護すべき情報の管理状況を記載した目録について、作成要領（保護すべき情報の名称、保管した場所等）に従い作成した。					
28	保護すべき情報の管理状況を記載した目録について、更新要領（接受等があった場合に更新、接受者の氏名、所属、所在等）に従い、更新した。					
29	保護すべき情報の管理状況を記載した目録について、保管要領（文書の場合：施錠したロッカー等、データの場合：暗号化、保管又は保存期間）に従い、保管した。					

30	保護すべき文書（文書と可搬記憶媒体）へ保護すべき情報が含まれることを表示するとともに、当該文書の中で保護すべき情報が記載された箇所を明示した。					
31	定めた要領に従い、保護すべき情報を保管した封筒又はコンテナ等の容器に、保護すべき情報が存在する旨を表示した。					
32	保護すべき情報の持ち出し及び送達について、定めた要領に従い、以下を実施した。 a 管理者の許可 b 施錠等により物理的に保護された容器に格納して輸送 c 送達することができる者を業務の遂行上必要最小限度に制限 d 送達する場合の容器に対する表示方法（保護すべき情報が含まれる旨を表示しないこと） e 当該情報を受け取る者に直接手交（郵便の場合は書留）					
33	保護システムにおいて使用できる可搬記憶媒体の目録について、作成及び更新の要領（可搬記憶媒体ごとの使用用途、使用者名簿等）に従い、作成及び更新を実施した。					
34	個人が所有又は管理者が明確でない可搬記憶媒体について、保護システムでの使用を禁止した。					
35	可搬記憶媒体を使用できる者について、業務の遂行上必要最小限度に制限した。					
36	保護すべきデータの可搬記憶媒体への複製について、ソフトウェアにより制御する等の技術的措置を講じた。					
37	保護システムで用いる可搬記憶媒体を保護システム以外の情報システムへ接続しないよう制限した。（接続が必要な場合は、定めた要領に従い実施した。）					
38	保護すべき文書等、保護すべきデータを保存した可搬記憶媒体及び保護システムについて、復元できない状態を確認する等、定めた要領に従い、廃棄した。					
39	可搬記憶媒体及び保護システムについて、復元できない状態を確認する等、定めた要領に従い、再利用した。					
40	可搬記憶媒体及び保護システムを廃棄又は再利用する場合の点検について、定めた要領（点検の記録要領、実施者の指定手続等）に従い、実施した。					
41	保護すべき文書等の防衛省への返却等について、契約履行後、防衛省の指示を受けた上で、定めた要領に従い実施した。					
42	保護すべき文書等の防衛省への返却等について、保護すべき文書等を引き続き保有する必要があったことから、定めた要領に従い、措置を講じた。					
43	保護すべき情報の作成等及びその持ち出し、送達、返却及び廃棄に係る手順について、定めた要領に従い、作成又は変更を行った。					
44	防衛関連の情報を公開する場合に行う措置について、定めた要領（保護すべき情報の有無の確認）に従い、実施した。					
情報セキュリティ教育及び訓練						

45	情報セキュリティ教育及び訓練について、定めた要領に従い、定期的及び必要な場合に教育及び訓練を実施した。 a 実施の時期：定期的（1年に1回以上）、新たに取扱者を指定する場合等 b 内容等：技術的・専門的事項、職務に関する事項、部外の知見の利用 c 教育実施者：経営者等、総括者、管理者、保護システム管理者、外部の識者					
46	情報セキュリティ教育及び訓練について、定めた要領に従い、同教育に関する実施計画、実施記録等を作成した。					
47	情報セキュリティ教育及び訓練について、定めた要領に従い、同教育に関する実施計画、実施記録等を保管又は保存した。					
物理的及び環境的セキュリティ						
48	取扱施設等、入退管理機器、保護システム及び保管された保護すべき文書等に対する物理的セキュリティ対策の方針を作成又は更新した。					
49	取扱施設及び関係施設を指定した。					
50	保護システムは、取扱施設内に設置した。					
51	取扱施設等立入名簿は、定めた要領（管理責任者が作成、保護システム管理者の同意、取扱施設等の立入許可者を業務上必要最小限の範囲とし証明書を発行する、定期的な見直し及び更新等）に従い、作成又は更新した。					
52	取扱施設と関係施設の境界に入退口を設置するとともに、入退者を入退管理機器又は警備員等によって管理した。					
53	関係施設の外側境界に入退口を設置し、入退者の制限を行った。					
54	定めた要領に従い、取扱施設への入退をIDカードにより管理した。（入退記録の取得、記録の精査等）					
55	定めた要領に従い、取扱施設への入退を警備員等により管理した。（入退記録簿への適切な記載、記録の精査等）					
56	定めた要領に従い、敷地を関係施設に指定した場合の措置を講じた。（フェンス等の設置）					
57	定めた要領に従い、取扱施設の入退をICカードのみで管理する場合の措置を講じた。					
58	定めた要領に従い、取扱施設への携帯電話、デジタルカメラ、ボイスレコーダー等の持ち込みを制限した。					
59	立入りが許可されていない者による取扱施設への立入りは、管理責任者が承認した場合に限り行われた。					
60	入退管理機器の現状を記録した目録（入退機器の名称、導入年月、責任者等）を作成、更新（修理及び責任者の変更等）し、当該記録を保管又は保存する要領を定めた。					
61	入退管理機器として暗証番号を併用する場合に、定期的及び必要の都度、暗証番号等を変更するなどの必要な措置を講じた。					
62	入退管理機器として鍵を併用する場合に、定期的及び必要の都度、鍵を変更するなどの必要な措置を講じた。					

63	保護システムを構成するハードウェア及び記憶媒体の不正な移動及び持ち出しを防止する措置（施錠できるラック等に設置、ワイヤーでの固定等）を講じた。					
64	保護システムの持ち出しについて、定めた要領（許可権者、持ち出し者が保護システム利用者以外の場合の手順等）に従い実施した。					
65	保護システムに接続された送配線について、定めた要領に従い措置（たやすく切断されない措置：カバー等の設置等）を講じた。					
66	保護すべき情報を文書及び可搬記憶媒体並びに保護システムに保管又は保存する場合について、定めた要領に従い実施した。					
67	保護すべき情報を保管しているロッカー等の鍵について、管理者及び管理者の指定した者以外の者により解錠されることがないように、定めた要領に従い厳格に管理した。					
情報セキュリティ事故等への対処						
68	情報セキュリティ事故等対処計画について、事故等の各段階（平素、事故等発見時、事故等の監視及び分析、被害及び影響の抑制並びに極限、事故等の証拠の保存及び原因の究明、事故等からの復旧）に対処し得る体制、責任及び手順に関する事項を定めた。					
69	情報セキュリティ事故等対処計画について、ヘルプデスクの設置及び運用要領に関する事項を定めた。					
70	情報セキュリティ事故等対処計画について、デジタルフォレンジック技術の利用等による必要な情報の収集及び分析並びにその実施要領に関する事項を定めた。					
71	情報セキュリティ事故等対処計画について、自社のネットワークにおける全ての情報システムの分析及び精査並びにその実施要領に関する事項を定めた。					
72	情報セキュリティ事故等対処計画について、事故等への対処により取得した情報等を記載した文書の作成及び保管又は保存に関する事項を定めた。					
73	情報セキュリティ事故等対処計画について、事故等対処の教訓を情報セキュリティ教育及び訓練等に反映するよう定めた。					
74	情報セキュリティ事故等対処テストの実施要領を定めた。					
75	情報セキュリティ事故等対処テストについて、対処テストの結果を記録した文書を作成し、保管又は保存した。					
情報セキュリティ事故等発生時の対応						
76	情報セキュリティ事故等を発見又は検知した際、定めた要領（発見又は検知した従業員が管理者、保護システム管理者に報告、管理者の情報セキュリティ事故等対処計画による対処、当該事故等の内容及び結果並びに対処により取得した情報等の文書を作成、総括者に報告）に従い、措置を講じた。					
77	保護システムの脆弱性を発見又は検知した際、定めた要領（発見した保護システム利用者が保護システム管理者に報告、					

	同管理者が適切な措置の実施、脆弱性の内容、改善又は修正の方法を記載した文書を作成し(総括者に報告)に従い、措置を講じた。					
78	情報セキュリティ事故等及び保護システムの脆弱性を発見又は検知した際に作成した文書等について、定めた要領に従い、保管又は保存を行った。					
79	情報セキュリティ事故等発生時又は保護システムの脆弱性の改善又は修正について、定めた要領(情報セキュリティ事故等対処計画に定められた期間内に実施、困難な場合は是正計画を作成し、同計画に定められた期間内に実施、防衛省に報告)に従い、措置を講じた。					
80	保護システムの脆弱性を修正する際、定めた要領(リスク査定の実施、脆弱性情報データベースの活用、脆弱性が重大な影響を及ぼす場合の速やかな修正)に従い、措置を講じた。					
81	情報セキュリティ事故等を発見又は検知した場合の防衛省への報告について、以下の項目を含む報告要領に従い、実施した。 a 直ちに把握し得る限りの情報 b その後、速やかにその詳細 c 報告の責任者等を明記した連絡系統図等					
82	情報セキュリティ事故等を発見又は検知した場合の防衛省への詳細な報告について、以下の項目を含む報告要領に従い、実施した。 a 定められた期間内までにその原因 b 影響 c 初期的な対処状況					
リスク査定						
83	保護すべき情報に関するリスクについて、定めた要領(リスク査定の評価基準、実施時期:定期的又は必要と認めた場合、査定対象、結果を記載した文書の作成及び周知等)に従い、特定、分析、評価を実施した。					
84	定めた要領(施錠したロッカー等(データで保存する場合には、暗号化)、保管又は保存期間)に従い、リスク査定の結果及び対処記録を保管又は保存した。					
セキュリティ監査						
85	定めたセキュリティ監査計画(監査部門の設置及び同部門の構成、監査部門によるセキュリティ監査計画の作成及び経営者等の承認、監査に関与する者への保護システムに対するアクセス権の付与、監査部門への必要な情報の提供)及び実施要領(実施時期:1年に1回以上又は必要な場合)に従い、セキュリティ監査を実施した。					
86	セキュリティ監査結果の作成及び周知について、定めた要領(作成内容、提出期限、周知者)に従い、実施した。					
87	監査部門から改善提案が出された場合について、定めた要領(当該部署と監査部門との協議、改善策の決定及び実施並びに完了予定時期、是正計画の策定及び是					

	正完了時期、防衛省への報告)に従い、措置を講じた。					
88	定めた要領(施錠したロッカー等(データで保存する場合には、暗号化)、保管又は保存期間)に従い、セキュリティ監査計画、セキュリティ監査結果を保管又は保存した。					
防衛省による監査						
89	防衛省の監査に対し、防衛省の求めに応じ必要な協力(施設への立入り、監査官による書類の閲覧等)を行った。					
システムセキュリティ実施要領						
90	構成管理について、定めた要領に従い、保護システムのベースライン構成設定を定め、設定を行った。					
91	構成管理について、定めた要領に従い、保護システムの構成設定目録を変更した。					
92	構成管理について、定めた要領に従い、構成設定に関する記録を保管及び保存した。					
93	保護システムの基本的防御について、定めた要領に従い、保護システムの領域(範囲)を設定した。					
94	保護システムの基本的防御について、定めた要領に従い、保護システムの操作手順書を変更、周知した。					
95	保護システムの基本的防御について、定めた要領に従い、保護すべきデータを暗号化した。					
96	保護システムの基本的防御について、定めた要領に従い、暗号鍵の管理を行った。					
97	保護システムの基本的防御について、定めた要領に従い、保護システムへのソフトウェアのインストール、アップデートを行った。					
98	保護システムの基本的防御について、定めた要領に従い、保護システムにおけるアプリケーションの権限管理(機能の分離、管理者用機能の不正利用防止)を行った。					
99	保護システムの基本的防御について、定めた要領に従い、仮想化システムに対して、データの不正又は意図しない移動を防止するための各種管理策を適用した。					
100	保護システムの基本的防御について、定めた要領に従い、保護システムと外部システムとの接続及びその使用を制限した。					
101	アクセス制御について、定めた要領に従い、保護すべきデータ及び保護システムに対する論理的なアクセス制御を行った。					
102	アクセス制御について、定めた要領に従い、アカウント管理者を指定し、アカウント管理(設定、変更、削除等)を行った。					
103	アクセス制御について、定めた要領に従い、保護システムへのログオン管理を行った。					
104	アクセス制御について、定めた要領に従い、保護システムのユーザセッション管理を行った。					

105	アクセス制御について、定めた要領に従い、保護システムへのリモートアクセス時の通信経路を暗号化した。					
106	識別及び認証について、定めた要領に従い、アカウント及び保護システムを構成する機器の識別を行った。					
107	識別及び認証について、定めた要領に従い、多要素認証を実施した。					
108	通信の制御について、定めた要領に従い、モバイルコード、VoIP、オフィス機器等の通信機能の利用を制限した。					
109	システム監視について、定めた要領に従い、保護システムの内部及び外部境界に対する以下の項目の監視を行った。 a 不正な相手方又は方法等によるアクセス b 権限（管理者権限を含む。）の不正な使用 c 内部及び外部との不正な通信 d 悪意のあるコードの侵入					
110	システム監視について、定めた要領に従い、関連する記録を保管又は保存した。					
111	システムログについて、定めた要領に従い、保護システムのシステムログを取得、分析し、当該記録を保管又は保存した。					
112	脆弱性スキャンについて、定めた要領に従い、保護システムの脆弱性スキャンを実施した。					
113	脆弱性スキャンについて、定めた要領に従い、分析結果に基づく措置を講じた。					
114	脆弱性スキャンについて、定めた要領に従い、関連する記録（脆弱性スキャンの分析結果等）を保管又は保存した。					
115	保護システムのサーバ及びパソコンに保存している全ての保護すべき情報のデータ及び保護システムのシステムデータについて、定めた要領に従い、定期的にバックアップを行った。					
116	定めた要領に従い、バックアップデータを管理した。					
117	システムメンテナンス等について、システムメンテナンス等計画を作成し、同計画に基づきシステムメンテナンスを実施した。					
118	システムメンテナンス等について、定めた要領に従い、システムメンテナンス等に関連する記録を保管又は保存した。					
総括者（事業者名、所属、役職、氏名）						

注：未実施の理由については、実施する必要がないと認められる合理的な理由を記すこと。

（地方防衛局記入欄）

点検結果確認日（令和 年 月 日） 監査官（所属、職名、氏名）

付紙第3

発簡番号
発簡年月日

装備保全管理課長 殿

(監査官の所属長)

適合事業者情セキ監査における維持調査の申告状況について (報告)

標記について、次のとおり監査対象事業者から点検結果が申告されたので報告する。

維持調査申告状況
(令和 年度 第 /四半期分)

調査実施日 又は期間	監査対象事業者名 監査対象事務所等名	適合事業者契約番号	備考

添付書類：情報セキュリティ対策実施点検書

適合事業者情セキ監査の実地監査等の実施要領

1 目的

この要領は、適合事業者情セキ監査の実地監査に必要な事項を定めることを目的とする。

2 実地監査の区分及び手法

(1) 実地監査の区分

適合事業者情セキ監査の実地監査は、次の区分により実施する。

ア 初回監査

確保通達別添「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」（以下「本基準」という。）に従った情報セキュリティ対策の実施状況を確認する監査のうち、地方防衛局の実地監査を初めて受ける監査対象事業者に対して実施する実地監査

イ 随時監査

初回監査を除く実地監査

(2) 実地監査の手法は、監査実施要領別紙第 1「情報セキュリティ監査の実地監査等の実施要領」（以下「実地監査実施要領」という。）の 2.2 項を準用する。

3 実地監査の実施

(1) 実施する項目

実地監査で実施する項目は、実地監査実施要領付紙第 2 号様式を基準として、次の監査区分によるものとする。

ア 初回監査では、原則として全項目とする。

イ 随時監査では、前回の適合事業者情セキ監査又は他の契約で本基準に基づき行った実地による監査等で要改善又は不良の指摘をした項目並びに監査官が必要と認める項目とする。

(2) 実施の通知

ア 監査官の所属長は、監査対象事業者と調整した上で、属紙第 1 号様式を基準として、適合事業者契約番号、監査対象事務所等名、実地監査の実施期間及び監査官等を監査対象事業者に通知するとともに、その写しを装備保全管理課長に送付する。

イ 監査官の所属長は、アに規定する調整により、管轄の区域外に所在する監査対象事務所等の実地監査が必要と認める場合には、事前調整の上、属

紙第2号様式を基準として、関係書類を添えて、当該監査対象事務所等の所在地を管轄する監査官の所属長に通知する。

ウ イの依頼を受けた監査官の所属長は、所属の監査官に実地監査を行わせ、その結果を属紙第3号様式を基準として、依頼を行った監査官の所属長に通知する。

(3) 実施要領

ア 監査官は、第1号に規定する項目ごとに、監査対象事業者の担当者の立ち会いの下、監査対象事務所等の状況を確認し評価する。

イ 監査官は、アの監査対象事務所等の状況が、実施する項目の趣旨と部分的に一致しない場合であっても、監査対象事務所等が本基準を満たしていることについて合理的に確認できる場合は、良好と評価する。

ウ 監査官は、監査対象事業者における保護すべき情報の取扱い状況等に応じて、実地監査を複数回に分割して実施する場合は、実施する項目を適宜分割するとともに、効果的、効率的な監査の実施に努める。

エ 監査官は、監査対象事業者における保護すべき情報の取扱い状況等に応じて、適宜実施する項目を追加する。

(4) 実施結果の確認

ア 監査官は、実地監査の際に不備事項を認めた場合は、監査対象事業者の立会者に対し、その場で指摘の内容及び不備とする理由を説明し、不備事実の確認を得る。

イ 監査官は、監査日程の最終日に監査結果を総括し、監査対象事業者に対して総合評価及び指摘事項等を講評し確認を得る。

ウ 実地監査結果の評価及び指摘事項について、監査対象事業者と見解の相違がある場合は、その場の評価を保留とし、後日、協議を行う。

エ ウの協議においては、保護すべき情報の漏えい、紛失、改ざん等、想定されるリスクの回避、低減等に効果のある管理策であるか否かを基準として、再度評価する。

(5) 評価

評価は、実地監査実施要領5.2項を準用する。

(6) 実地監査調書の作成と保管

ア 監査官は、実地監査の実施内容の記録として、実地監査実施要領付紙第2号様式を基準として、監査項目ごとの確認方法及び実施状況、評価、指摘した不備事項の詳細、監査対象事業者の立会者名、指導した是正措置、その他一連の実地監査事項の詳細な記録を監査調書として作成し保管する。

イ 監査官は、実地監査調書を監査対象事務所等ごとに取りまとめ、文書で保管する場合は、施錠したロッカー等に、データで保存する場合は、暗号化等により、必要な期間保管又は保存する。

4 実地監査結果の通知等

(1) 結果通知の作成及び送付

ア 監査官の所属長は、実地監査終了後、実地監査調書を基に監査結果をまとめるとともに、第3項第2号イの規定により依頼した監査官の所属長から通知された監査結果と併せて、属紙第4号様式により実地監査結果通知を作成し、監査対象事業者に送付するとともに、その写しを地方防衛局調達部長等を経て装備保全管理課長に送付する。

イ 指摘事項があった場合は、属紙第4の2様式を基準として項目別に簡潔に記載する。

(2) 報告書の作成及び送付

ア 監査官は、実地監査終了後、実地監査調書を基に監査結果をまとめるとともに、第3項第2号イの規定により依頼した監査官の所属長から通知された監査結果と併せて、属紙第5号様式により実地監査報告書を作成する。

イ 監査官の所属長は、所属する監査官の実地監査の実施状況を四半期ごとに取りまとめた報告を属紙第6号様式により作成し、アの報告書を添付し、当該四半期の翌月20日までに地方防衛局調達部長等を経て装備保全管理課長に送付する。

5 指摘事項の是正指導

指摘事項の是正指導は、実地監査実施要領6.項を準用する。

属紙第1号様式

発簡番号

発簡年月日

(監査対象事業者)

殿

(監査官の所属長)

防衛事業適合事業者契約に基づく情報セキュリティ対策に関する実地監査の実施について（通知）

【防衛事業適合事業者契約の申込みに伴う／下記契約の「保護すべき情報の情報セキュリティに関する防衛事業適合事業者契約書」第4条に規定する】情報セキュリティ対策に係る実地監査を実施しますので通知します。

記

- 1 適合事業者契約番号又は契約申込日付
- 2 監査対象事務所等名（所在地）
- 3 監査実施日又は期間
- 4 監査官名

写送付先：装備保全管理課長

管轄区域外監査対象事務所等実地監査依頼書

発簡番号
発簡年月日

(依頼先の監査官の所属長)
殿

(依頼元の監査官の所属長)

貴官管轄区域にある監査対象事務所等について、次の事項に関する実地監査を行われたく依頼する。

実地監査項目

備考

添付書類：監査関係書類

管轄区域外監査対象事務所等実地監査結果通知書

発簡番号
発簡年月日

(依頼元の監査官の所属長)
殿

(依頼先の監査官の所属長)

(依頼発簡番号) により依頼のあった監査対象事務所等に係る実地監査を実施したので、次のとおりその結果を通知する。

監査項目及び結果

備考

添付書類：実地監査報告書、指摘事項通知（指摘事項がある場合）
監査関係書類（返却）

属紙第4号様式

発簡番号

発簡年月日

(監査対象事業者)

殿

(監査官の所属長)

防衛事業適合事業者契約に基づく情報セキュリティ実地監査の結果
について (通知)

標記について、下記のとおり通知します。

(要改善の場合)

なお、指摘事項については、速やかに是正の上、報告してください。

(不良の場合)

なお、指摘事項については、速やかに是正の上、再度監査を受けてください。

記

- 1 監査実施日又は期間：
- 2 監査対象事務所等名：
- 3 監査区分：(初回監査・随時監査)
- 4 監査結果：(良好・要改善・不良)
監査指摘事項の内訳は、別紙のとおりです。(結果が要改善又は不良の場合)
- 5 監査実施者：
- 6 適合事業者契約番号：

添付書類：(別紙として「指摘事項通知書」を添付する。(指摘がある場合))

写送付先：装備保全管理課長

発簡番号
発簡年月日

装備保全管理課長 殿

(監査官の所属長)

適合事業者情セキ監査における実地監査の実施状況について (報告)

標記について、次のとおり実施したので報告する。

実地監査実施状況
(令和 年度 第 /四半期分)

監査実施日 又は期間	監査対象事業者名 監査対象事務所等名	適合事業者契約番号 (注1)	備考 (注2)

注1：訓令第13条第2項に基づき行った監査については、契約申込日付を記入する。

注2：該当する訓令条項番号 (【第13条第2項/第14条第2項/第16条第1項/第17条第2項/第17条第3項】) を記入する。

添付書類：適合事業者情セキ監査実地監査報告書